

**習志野市教育委員会会議録**  
**(平成31年第1回臨時会)**

- 1 期 日 平成31年3月20日(水)  
市庁舎2階会議室1, 2  
開会時刻 午後4時00分  
閉会時刻 午後4時25分
- 2 出席委員 教 育 長 小 熊 隆  
委 員 梓 澤 キヨ子  
委 員 赤 澤 智津子
- 3 出席職員 学校教育部長 櫻 井 健 之  
生涯学習部長 齊 藤 勝 雄  
学校教育部参事 小 澤 由 香  
学校教育部・生涯学習部技監 遠 藤 良 宣  
学校教育部次長 天 田 正 弘  
生涯学習部次長 岡 村 みゆき  
学校教育部副参事 小 平 修  
教育総務課長 三 角 寿 人  
生涯学習部主幹 藤 原 友 哉  
生涯学習部主幹 中 村 裕 美

## 4 議題

### 第1 報告事項

- (1) 専決処分の報告について  
(損害賠償の額の決定及び和解について)
- (2) 臨時代理の報告について  
(習志野市立小学校、中学校の校長及び教頭の人事異動に係る内申について)
- (3) 臨時代理の報告について  
(習志野市教育委員会6級以上の職員(教員に係る者)及び5級の指導主事(幼稚園に係る者を除く)の任免について)
- (4) 臨時代理の報告について  
(習志野市教育委員会6級以上の職員(幼稚園に係る者)並びに習志野市立幼稚園の園長及び教頭の任免について)

### 第2 議決事項

- 議案第12号 習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等(幼稚園に係る者を除く)の任免について
- 議案第13号 習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例に基づく事務を執行する権限の受任について

## 5 会議内容

小熊教育長が  
平成31年習志野市教育委員会第1回臨時会の開会を宣言

小熊教育長が、  
「習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例に基づく事務を執行する権限の受任について」を議事に追加することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が  
会議規則第13条の規定により、報告事項(2)ないし報告事項(4)及び議案第12号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

小熊教育長が  
本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

**報告事項(1) 専決処分の報告について  
(損害賠償の額の決定及び和解について)**

(社会教育課)

中村生涯学習部主幹

報告事項(1)は「専決処分の報告について」である。専決処分の内容については、習志野市が損害賠償の責めを負うものについての損害賠償額の決定及び和解である。

習志野文化ホールは、モリシア津田沼との合築となっていることから、4階にある文化ホールの配水管が、階下のモリシア津田沼3階の天井を走っている構造になっている。今年の1月16日午後1時頃、文化ホールの配水管から漏水が発生した。この排水管は、ドレン管と呼ばれるもので、エアコンから出る結露水を排出するためのものである。

損害賠償の内容は、モリシア津田沼3階に流れ出た漏水に対する清掃等について、モリシア津田沼の管理会社である株式会社ジオ・アカマツが対応したため、それに係る人件費や付与した防水シートの費用である。以上について、3月5日に市議会に報告した。

ドレン管にカメラを入れて調査したところ、鉄管であるため、錆による腐食が確認できた。そのため、今後の対策については、この管をそのまま使うことはせず、新たに文化ホールの壁に穴をあけ、直接外に水を通すバイパス工事を現在行っている。状況としては、僅かではあるが、本日も漏水が確認されており、注視しているところである。

今回の大規模改修工事における工事内容を縮小したこととの関係性という点では、ドレン管の使用頻度から、老朽化は想定していなかったため、当初の20億円の改修工事の計画にもドレン管の交換については含んでいなかった。また、当初は4階トイレ及び水回りの配水管の改修を計画していたが、カメラによる調査の結果、影響がないと判断し、工事内容から除いたため、工事はしていない。配水管に限らず、文化ホールは建設後40年を迎える施設であるため、今後も点検・注視等を行い、安全・安心な運営に努めていきたいと考えている、と概要を説明

梓澤委員

このような漏水は初めてなのか、と質問

中村生涯学習部主幹

市の施設となってからは、初めて起こった、と回答

梓澤委員

市の施設となる以前はどうだったのか、と質問

中村生涯学習部主幹

以前は、どのような理由かはわからないが、財団が文化ホールを運営していた時に、倉庫にあったダンボールの上に滴が落ちたという話を聞いている、と回答

梓澤委員

モリシア津田沼は商業施設が多く集まっているところである。今回は賠償額が16万2千円という金額で済んだが、しっかりと注視してほしい、と要望

中村生涯学習部主幹  
了解した、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

**議案第13号 習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例に基づく事務を執行する権限の受任について**  
(社会教育課)

藤原生涯学習部主幹

議案第13号については、「習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例に基づく事務を執行する権限の受任について」議決を求めるものである。これは、地方自治法第180条2項の規定による市長からの協議を受け、習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例に基づく事務を執行する権限を受任することについて、議決をいただくものである。

大久保地区公共施設再生事業により、本年11月に開設する習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例の制定について、平成31年習志野市議会第1回定例会において提案し、昨日可決した。この条例の制定によって、これらに関連する事務の執行の権限を教育委員会で受任するものである。

資料2ページ目下段の「2. 理由」を見ていただきたい。生涯学習複合施設は、生涯学習の拠点機能を拡充し、地域の活性化を図ることを基本理念としており、大久保公民館・市民会館・大久保図書館・勤労会館・中央公園を一体的に再生しているものである。本施設は、教育委員会が所管している中央公民館・中央図書館・中央公園体育館・中央公園パークゴルフ場・中央公園テニスコート以外にも、市民ホール、中央公園のような市長事務部局が所管する施設がある。これらの施設を融合させ、総合的に運営するために、本条例に基づく事務の執行について、教育委員会で権限を受任しようとするものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第13号は全員賛成で原案どおり可決された。

<報告事項(2)ないし(4)及び議案第12号については非公開>

**報告事項(2) 臨時代理の報告について**  
(習志野市立小学校、中学校の校長及び教頭の人事異動に係る内申について)(学校教育課)

天田学校教育部次長

臨時代理の報告について(習志野市立小学校、中学校の校長及び教頭の人事異動に係る内申

について)、概要を説明

報告事項(2)は了承された。

**報告事項(3) 臨時代理の報告について**

**(習志野市教育委員会6級以上の職員(教員に係る者)及び5級の指導主事(幼稚園に係る者を除く)の任免について) (学校教育課)**

天田学校教育部次長

臨時代理の報告について(習志野市教育委員会6級以上の職員(教員に係る者)及び5級の指導主事(幼稚園に係る者を除く)の任免について)、概要を説明

報告事項(3)は了承された。

**報告事項(4) 臨時代理の報告について**

**(習志野市教育委員会6級以上の職員(幼稚園に係る者)並びに習志野市立幼稚園の園長及び教頭の任免について) (学校教育課)**

小平学校教育部副参事

臨時代理の報告について(習志野市教育委員会6級以上の職員(幼稚園に係る者)並びに習志野市立幼稚園の園長及び教頭の任免について)、概要を説明

報告事項(4)は了承された。

**議案第12号 習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等(幼稚園に係る者を除く)の任免について (教育総務課)**

天田学校教育部次長

習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等(幼稚園に係る者を除く)の任免について、概要を説明

採決の結果、議案第12号は原案どおり可決された。

小熊教育長が

平成31年習志野市教育委員会第1回臨時会の閉会を宣言